## 自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示)

### 事業年度の開示事項

#### ■ (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成27年度	経過措置による 不算入額	平成28年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,826		19,097	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,733		2,721	
うち、利益剰余金の額	15,174		16,454	
うち、外部流出予定額 (△)	54		53	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 27		△ 24	
	768		844	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	768		844	
うち、適格引当金コア資本算入額	_		_	
 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	598		488	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,194		20,430	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	44	66	75	50
うち、のれんに係るものの額	-	-	_	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	44	66	75	50
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	-	-	-
適格引当金不足額	_	-	_	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	-	-
前払年金費用の額	_	-	_	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	_	_	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	_	_	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	_	-	_	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	_	_	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	-	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_	-	_	-
	_	_	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_	_	_	_
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	44		75	
自己資本	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	19,149		20,354	
リスク・アセット等 (3)	,		20,00	
言用リスク・アセットの額の合計額	196,079		232,098	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,073		△ 2,093	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	66		50	
うち、繰延税金資産	_			
うち、前払年金費用	_			
	↑ 4 902 —		A 2 606	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,803		△ 3,696	
うち、上記以外に該当するものの額	1,663		1,552	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 ====================================	11,642		11,507	
言用リスク・アセット調整額	_		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	207,721		243,606	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (二))	9.21 %		8.35 %	

<sup>(</sup>注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

#### ■ (2) 自己資本の充実度に関する事項

<b>【(2) 自己資本の充実度に関する事項</b> (単位: 百万円								
	平成2	7年度	平成28年度					
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額				
<ul><li>イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計</li></ul>	196,079	7,843	232,098	9,283				
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	199,142	7,965	234,181	9,367				
現金	_	_	_	_				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_				
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_				
国際決済銀行等向け	_	_	_	_				
我が国の地方公共団体向け	_	_	_	_				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	11	0	10	0				
国際開発銀行向け	1	0	1	0				
地方公共団体金融機構向け	4	0	5	0				
我が国の政府関係機関向け	1,423	56	1,147	45				
地方三公社向け	_	_	_	_				
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	21,679	867	19,376	775				
法人等向け	56,094	2,243	79,919	3,196				
中小企業等向け及び個人向け	53,542	2,141	64,296	2,571				
抵当権付住宅ローン	6,320	252	6,122	244				
不動産取得等事業向け	20,352	814	19,521	780				
三月以上延滞等	1,354	54	1,446	57				
取立未済手形	18	0	21	0				
信用保証協会等による保証付	856	34	888	35				
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	3	0	2	0				
出 資 等	7,587	303	9,932	397				
出資等のエクスポージャー	7,587	303	9,932	397				
重要な出資のエクスポージャー	_	_	_	_				
上記以外	29,893	1,195	31,489	1,259				
他の金融機関等の対象資本 調達手段のうち対象普通出 資等に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー	8,125	325	6,751	270				
信用金庫連合会の対象普通出 資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかっ た部分に係るエクスポージャー	2,526	101	2,327	93				
特定項目のうち調整項 目に算入されない部分 に係るエクスポージャー	-	-	-	_				
上記以外のエクスポージャー	19,241	769	22,411	896				
②証券化エクスポージャー	_	_	_	_				
証券化(オリジネーター)	_	_	_	_				
証券化(オリジネーター以外)	_	_	_	_				
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	_	_	-	_				
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,729	69	1,602	64				
(5)他の金融機関等の対象資本調達 手段に係るエクスポージャーに係 る経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額	△ 4,803	△ 192	△ 3,696	△ 147				
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	10	0	9	0				
マ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0				
<ul><li>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</li></ul>	11,642	465	11,507	460				
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	207,721	8,308	243,606	9,744				

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4% 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バラン

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオブ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

#### 【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

当金庫の自己資本は、会員の皆さまを出資者とする普通出資金 と、毎年の利益から積み立てている内部留保(積立金など)と、一般 貸倒引当金等から構成されています。

平成29年3月期における当金庫の自己資本額は203億円、自己 資本比率は8.35%で、国内基準である4%を上回っており、経営の 健全性・安全性を充分保っております。

今後とも、より多くのお客さまにお取り引きいただきますとともに、 単年度及び中期的な収支計画に基づく業務運営により、適正な期 間収益をあげ、内部留保することにより、自己資本の充実を図ってま いりたいと考えております。

#### 《リスク・アセット》

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさ に応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

#### 《抵当権付住宅ローン》

住宅ローンの中で、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に 満たされているものを指します。

#### 《不動産取得等事業者》

不動産の取得又は運用を目的とした事業者を指します。

#### 《証券化エクスポージャー》

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、 それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売 却して流動化をする資産のことです。

#### 《オペレーショナル・リスク》

金庫の業務上において不適切な処理等(事務リスク、システムリ スク、風評リスク等)で生じる事象により損失を被るリスクのこと をいいます。

#### ■ (3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

#### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別·業種別·残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー												
区分 地域区分 業種区分			貸出金、コミ 及びその他の 以外のオフ・	デリバティブ バランス取引	債	券	デリバテ	ィブ取引	株式等		三月以 エクスポ	
期間区分	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
国内	457,725	497,995	246,102	302,020	96,631	86,800	-		114,992	109,173	3,242	3,313
国 外	1,612	1,103	_	_	1,578	1,071	33	32		-	-	_
地域別合計	459,338	499,098	246,102	302,020	98,209	87,871	33	32	114,992	109,173	3,242	3,313
製造業	12,537	17,710	5,480	6,049	4,507	7,906	_	_	2,550	3,754	172	111
農業、林業	173	1,589	173	1,589	_	_	-	_	_	_	9	7
漁業	82	129	82	129	_	_	-	_		_	9	9
鉱業、採石業、砂利採取業	160	25	160	25	_	_	_	_	_	_	_	_
建設業	19,211	27,115	18,669	25,647	399	999	_	_	142	469	503	458
電気・ガス・熱供給・水道業	8,532	12,869	369	448	8,112	12,310	_	-	51	110	_	_
情報通信業	1,570	2,215	135	449	1,298	900	_	-	137	866	_	_
運 輸 業、郵 便 業	14,845	12,361	3,394	3,168	11,289	8,995	_	_	161	198	6	_
卸 売 業、小 売 業	16,179	18,262	14,270	16,193	1,710	1,508	_	_	198	560	442	392
金融業、保険業	118,282	106,426	5,005	5,146	14,813	11,413	_	-	98,463	89,867	10	2
不 動 産 業	69,502	85,439	62,317	77,662	7,079	7,630	_	1	105	147	850	908
物品賃貸業	851	877	851	877	_	_	_	_	-	_	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	506	585	506	585	_	_	_	-	-	_	3	3
宿 泊 業	1,518	1,798	1,518	1,798	_	-	-	_	_	-	6	_
飲 食 業	3,910	5,165	3,910	5,165	_	_	_	_	-	-	160	133
生活関連サービス業、娯楽業	2,061	2,746	2,061	2,735	_	_	_	_	-	11	18	45
教育、学習支援業	1,269	1,453	1,269	1,453	_	_	_	_	-	_	49	46
医療、福祉	8,265	8,441	8,265	8,441	-	_	_	1	-	-	32	28
その他のサービス	13,228	15,929	13,159	15,925	_	_	_	1	68	3	297	316
国•地方公共団体等	85,421	94,424	41,231	62,234	43,462	31,851	_	_	727	339	_	_
個 人	62,192	65,318	62,192	65,318	_	_	_	_	_	-	669	850
そ の 他	19,037	18,216	1,083	982	5,536	4,355	33	32	12,384	12,846	-	_
業種別合計	459,338	499,098	246,102	302,020	98,209	87,871	33	32	114,992	109,173	3,242	3,313
_ 1 年 以 下	118,409	96,413	40,296	47,409	16,998	3,512	_	_	61,114	45,492		
1年超3年以下	70,148	94,312	42,105	50,241	7,442	9,820	-	-	20,600	34,250		
3 年 超 5 年 以 下	51,533	53,695	31,223	33,533	10,959	13,761	_	_	9,350	6,400		
5年超7年以下	47,979	45,491	20,205	27,322	23,748	18,093	-	_	4,025	75		
7年超10年以下	59,916	65,925	31,409	41,568	28,506	24,356	_	_	_	_		
10 年 超	60,296	83,804	52,310	67,272	7,830	16,381	-	_	156	150		
期間の定めのないもの	51,054	59,455	28,551	34,672	2,723	1,945	33	32	19,746	22,805		
残存期間別合計	459,338	499,098	246,102	302,020	98,209	87,871	33	32	114,992	109,173		

<sup>(</sup>注)1.オフ・バランス取引には、デリバティブ取引を含みません。

- 1.1.4 フリンスもいうには、アリバティンはいにどのなどい。 2.1三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は村息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。 3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。 4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。 5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### ①【リスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。 当金庫は、信用リスク管理方針に基づき「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクに関する基本認識及び管理体制等を明確にし、また、融資事 務取扱規程には与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管 理の徹底に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しておりますが、SDBの活用等による信用リスクの計量化に向けた体制整備を 進めております。また、与信ポートフォリオ管理として同一業種・同一取引先等に対する与信集中の回避にも注力し、特に大口与信先については中間 管理の徹底を図っております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対し報告する態勢を整備して おります。

#### ② 【リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者】

信用格付業者は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

- ○株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ○株式会社日本格付研究所(JCR)
- ○ムーディーズ・ジャパン株式会社
- ○ムーディーズSFジャパン株式会社
- ○スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

#### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は、41ページを参照願います。

#### 《デリバティブ取引》

有価証券や通貨等の金融資産(原資産)の 取引から派生し、原資産の現物価格によって その価格が決定される商品を指します。(先 物、先渡し、スワップ、オプション等)

#### **《SDB》** 信金中央金庫の「信

用金庫の中小企業信 用リスクデータベー ス」の略称です。

#### 《リスク・ウェイト》

債権の危険度を表す指標。自 己資本比率規制で総資産を 算出する際に、保有資産ごと に分類して用います。

#### 《信用格付業者》

金融機関がリスクを算出するにあたって用いるこ とができる格付を付与する格付業者のことです。 金融商品取引法に基づき、適格性の基準を満た した信用格付業者は、金融庁に登録されます。

#### ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別登刷引火命							
	個別貸倒引当金					<b>企</b> 償却		
			期中均					
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度		
製造業	105	96	△ 65	△ 8	_	_		
農業、林業	5	2	5	△ 2	_	-		
漁業	9	9	_	_	_	_		
鉱業、採石業、砂利採取業	_	0	_	0	_	_		
建設業	350	308	△ 259	△ 42	0	_		
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_		
情報通信業	_	_	_	_	_	_		
運輸業、郵便業	6	6	6	0	_	_		
卸売業、小売業	414	335	△ 153	△ 78	0	_		
金融業、保険業	2	3	△0	1	_	-		
不 動 産 業	463	518	△ 94	54	_	-		
物品賃貸業	_	_	_	_	_	-		
学術研究、専門・技術サービス業	7	4	△ 10	△ 2	_	-		
宿 泊 業	_	-	-	_	_	_		
飲 食 業	43	78	△ 71	35	_	-		
生活関連サービス業、娯楽業	10	15	△4	4	_	-		
教育、学習支援業	_	1	_	1	_	_		
医療、福祉	14	16	9	1	_	-		
その他のサービス	201	209	△ 182	7	0	0		
国·地方公共団体等	_	_	_	_	_	_		
個 人	559	728	72	169	7	9		
合 計	2,194	2,336	△ 747	142	8	10		

- (注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分 は省略しております。
  - 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

10%     -     31,949     -     3       20%     2,698     108,184     2,400     9       35%     1,399     17,100     1,403     1       50%     19,229     2,319     29,616       75%     7,780     69,711     8,888     8	田かし
リスク・ウェイト 区分     平成27年度     平成28年度       格付適用あり     格付適用なし     格付適用あり     A付適用のます     4	田なし、
10%	田なし、
10%     -     31,949     -     3       20%     2,698     108,184     2,400     9       35%     1,399     17,100     1,403     1       50%     19,229     2,319     29,616       75%     7,780     69,711     8,888     8	m/o U
20%         2,698         108,184         2,400         9           35%         1,399         17,100         1,403         1           50%         19,229         2,319         29,616           75%         7,780         69,711         8,888         8	1,680
35%     1,399     17,100     1,403     1       50%     19,229     2,319     29,616       75%     7,780     69,711     8,888     8	0,318
50%         19,229         2,319         29,616           75%         7,780         69,711         8,888         8	4,531
75%         7,780         69,711         8,888         8	6,466
	2,305
100% 806 102,392 1,059 12	3,299
	5,946
150% 0 1,145 0	661
200%	400
250% – 81 –	120
1,250% – – –	_
その他	-
合 計 459,338 499,098	

- (注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
  - 1. 在可は各国市内では経過プロプロであるのにはなるから。 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、
  - CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

#### ■(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスクド	<b>削減手法</b>	適格金融	資産担保	保	証	クレジット・	デリバティブ
ポートフォリオ		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポー	-ジャー	2,244	1,958	9,934	10,984	_	_
①ソ ブ リ ン 向	け	_	_	_	_	_	_
② 金融機関向	け	_	_	_	_	_	_
③ 法 人 等 向	け	551	546	_	_	_	_
④ 中 小 企 業 等・個 人	向け	1,560	1,312	8,041	9,103	_	_
⑤抵当権付住宅口	ーン	2	3	1,607	1,557	_	_
⑥不動産取得等事業	向け	92	40	_	_	_	_
⑦三 月 以 上 延 ※	等	2	1	80	69	_	_
® そ の	他	35	54	204	254	_	_

- (注)1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

  - 2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクを削減した額は含めておりません。 3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブ リン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会等のことです。

#### 【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫では、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあく までも補完的な位置付けと認識し、担保・保証に過度に依存しない与信審査の取り組みに徹しております。

なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取り扱いに努 めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります が、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程 |及び「不動産担保事務取扱要領 |等により、適切な事務取り扱い、及び適正な評価を行って

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、この場合においても当金庫が定め る「信用金庫取引約定書」等により適切に取り扱っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金 が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保 証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### 《信用リスク削減手法》

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証な どが該当します。ただし、バーゼルⅢにおけるリスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現 金・自金庫預金・国債等)、同保証(国・地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

#### 《クレジット・デリバティブ》

社債や貸付債権の信用リスクを定量 化し、スワップやオプションの形にした 金融商品のことです。

#### ■(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	4	11
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による 信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	_	_

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

		(単位:百万円)
	平成27年度	平成28年度
担保の種類別の額	該当ございません	該当ございません

(単位:百万円)

	プロテク 購		プロテクションの 提供		
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	
与信相当額算出の対象と なるクレジット・デリバティ ブの種類別想定元本額	該当ござ	いません	該当ござ	いません	

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
信用リスク削減手法の効果を勘案 するために用いているクレジッ ト・デリバティブの想定元本額	該当ございません	該当ございません

			(単	位:百万円)
		信用リスク 効果を勘案 5信相当額		信用リスク 効果を勘案 ラ信相当額
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
①派生商品取引合計	33	32	33	32
(i) 外国為替関連取引	33	32	33	32
(ii) 金 利 関 連 取 引	_	_	_	_
(iii) 金 関 連 取 引	_	_	_	_
(iv) 株式関連取引	_	_	_	_
(v) 貴金属 (金を除く)関連取引	_	_	_	_
(vi) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_
(vii) クレジット・デリバティブ	_	_	_	_
②長期決済期間取引	_	_	_	_
合 計	33	32	33	32

#### 【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能 性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、信託約款に基づいて投資信託会社へ委託している証券投資信託の一部について、委託会社が市場リスクの適切な管理を行う ことを目的に派生商品取引を取り扱っている商品を保有しております。証券投資信託については、「余資運用基準」に定めている投資枠内での 取り扱いとなっており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

#### ■ (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

#### 【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を 第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化 取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「余資運用基準」で定める保有限度枠内で 取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

#### ■ (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

#### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

1. Allaman and a state									
区分				平成2	7年度	平成28年度			
		貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価				
上	場	株		式	等	5,943	5,943	8,534	8,534
非	上	場	株	式	等	1,989	1,989	1,984	1,984
	合 計		7,932	7,932	10,518	10,518			

<sup>(</sup>注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

<sup>2.</sup> 上場株式等には、「上場株式」、「株式関連投資信託」、「上場優先出資証券」が含まれております。

<sup>3.</sup>非上場株式には、「時価のない株式」、「その他資産等に出資として計上されている非上場の出資」が含まれております。なお、これらについても貸借対照表計上額は「取得原価」で表示しております。

#### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			平成27年度	平成28年度
売	却	益	1,037	551
売	却	損	28	23
償		却	0	_

#### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				平成27年度	平成28年度		
評	価	損	益	△ 636	△ 203		

#### 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				平成27年度	平成28年度
評	価	損	益	_	_

#### 【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、その他資産勘定に計上している出資、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理委員会及び常勤理事会等へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針及び余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社株式、政策投資株式及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、個別取引毎に信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務 指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### ■ (8) オペレーショナル・リスクに関する事項

#### ①【リスク管理の方針及び手続きの概要】

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制や管理方法に関する規程をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価するとともに、リスク顕在化の未然防止、及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクについては、「事務取扱要領」を整備し、これに基づく事務を励行することはもちろん、事務指導や研修体制の強化や牽制機能としての事務検証等にも取り組み、事務水準の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、システム監査等の実施により安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには金融商品販売における説明態勢の整備など、顧客保護の観点に基づいた管理態勢の整備に努めております。

なお、これらのオペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討が行われるとともに、必要に応じて理事会・常勤理事会に報告されております。

#### ②【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

# 用語解説

#### 《基礎的手法》

オペレーショナル・リスクにおける リスク・アセットの算出方法の1つ です。

#### 《事務リスク》

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

#### 《システムリスク》

コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

#### 《法務リスク》

金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

#### 《人的リスク》

金庫経営における人事運営上の 不公平・不公正やセクシャルハラ スメント等の差別的な行為が発生 することで、当金庫の信用が失墜 し損失を被るリスクをいいます。

#### 《有形資産リスク》

地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等の発現によって、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

#### 《風評リスク》

当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の風評を形成する内容が劣化し、お客さまからみて当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫の風評が低下するリスクをいいます。

#### ■ (9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定		金利リスク量			調達勘定				金利リスク量				
	).	里用刨疋			平成27年度	平成28年度			詢達 捌	Æ		平成27年度	平成28年度
貸		出		金	810	1,435	定	期	性	預	金	92	92
有	価	証	券	等	824	1,252	要	求	払	預	金	266	292
預		け		金	131	73	そ		の		他	1	2
·	ール		ーン	等	_	_	調	達	勘	È i	† (b)	360	388
そ		の		他	0	0							
運	用甚	勘定	計	(a)	1,766	2,760							

	平成27年度	平成28年度
銀 行 勘 定 の 金 利 リ ス ク 量 [ (a) - (b) ] (c)	1,406	2,372

- (注) 1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値に受ける金利リスク量として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
  2.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金
  - と定義しております。当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を5年以内の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。
    3.銀行勘定の金利リスク量(c)=連用勘定の金利リスク量(a) 調達勘定の金利リスク量(b)

#### ①【リスク管理の方針及び手続きの概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに 定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収 益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に計測し、ALM委員会やリスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要 に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

なお、平成28年度末のアウトライヤー比率は11.655%となりました。

#### ②【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要】

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

i. 計測手法	GPS計算方式
ii. コア預金	対 象:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等) 算定方法:①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現 残高の50%相当額、のうち最小の額を上限とします。 なお、28年度末は、③の現残高の50%相当額 (111,744百万円) が最小となりました。 満 期:5年以内 (平均2.5年とする)
iii. 金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
iv. 金利ショック幅	99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値
v. リスク計測の頻度	原則四半期

用語解説(5)	《金利ショック》 金利の変化(衝撃)。	《パーセンタイル値》 金利ショック算出に用いる金利変化の計測値を 順番に並べたうちのパーセント目の値。99パー センタイル値は99パーセント目の値。	《GPS》 Grit Point Sensitivity(グリット・ポイント・センシティビティ) 金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。